

議案第 4 0 号

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表中「1 0 0 分の 2 3 5」を「1 0 0 分の 2 3 0」に、「1 0 0 分の 1 4 1」を「1 0 0 分の 1 3 8」に、「1 0 0 分の 7 0 . 5」を「1 0 0 分の 6 9」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じて改正しようとするものである。

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において、その者が受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の15の割合を乗じて得た額を合算した額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>6か月</td><td><u>100分の230</u></td></tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td><td><u>100分の138</u></td></tr> <tr> <td>3か月未満</td><td><u>100分の69</u></td></tr> </table> 3 （略）	在職期間	割合	6か月	<u>100分の230</u>	3か月以上6か月未満	<u>100分の138</u>	3か月未満	<u>100分の69</u>	（期末手当） 第6条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期満了の日現在）において、その者が受けるべき議員報酬の月額とその額に100分の15の割合を乗じて得た額を合算した額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次表に掲げる割合を乗じて得た額とする。 <table> <tr> <th>在職期間</th><th>割合</th></tr> <tr> <td>6か月</td><td><u>100分の235</u></td></tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td><td><u>100分の141</u></td></tr> <tr> <td>3か月未満</td><td><u>100分の70.5</u></td></tr> </table> 3 （略）	在職期間	割合	6か月	<u>100分の235</u>	3か月以上6か月未満	<u>100分の141</u>	3か月未満	<u>100分の70.5</u>
在職期間	割合																
6か月	<u>100分の230</u>																
3か月以上6か月未満	<u>100分の138</u>																
3か月未満	<u>100分の69</u>																
在職期間	割合																
6か月	<u>100分の235</u>																
3か月以上6か月未満	<u>100分の141</u>																
3か月未満	<u>100分の70.5</u>																